

基準日前10年間に新築住宅を引き渡した場合は、年1回の届出が必要になります。

住宅瑕疵担保履行法に基づき、基準日前10年間に新築住宅を引き渡した建設業許可業者は、毎年3月31日の基準日ごとに、基準日から3週間以内に許可行政庁に対して、資力確保の措置状況に関する届出を行う必要があります。

1 届出対象者

基準日前10年間に新築住宅を引き渡した建設業許可業者

ただし、引き渡した相手（施主）がすべて宅地建物取引業者の場合は対象外になります。

2 届出書類の準備手順（すべて保険で対応している場合）

(1) 保険法人からの送付物の確認

基準日の約1週間後に以下の書類が送付されてきますので、内容を確認してください。

- ① 保険契約締結証明書
- ② 保険契約締結証明書【明細】（引渡し物件一覧表）

(2) 届出書（第1号様式）の作成

保険法人からの送付物の内容に間違い等がなければ、届出書（第1号様式）を作成します。

なお、様式等は下記からダウンロード可能です。

また、作成例については、別紙パンフレットも参考にしてください。

◎届出書様式及び作成例ダウンロードページ（国交省）

<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutaku-kentiku.files/kashitanpocorner/9-yousikidl.htm.htm>

(3) 届出書類の確認


以下の書類がすべてあるか確認してください。

- ① 届出書（第1号様式）
- ② 保険契約締結証明書（原本） → 保険法人から送付された証明書をそのまま提出
- ③ 保険契約締結証明書【明細】（引渡し物件一覧表）
→ 保険法人から送付された明細に業者名等の必要事項を記入し提出

(4) 県の担当窓口へ提出

すべての書類があることを確認したら、「3 届出方法等」に従い、県の担当窓口へ提出してください。提出の際は、お客様控えとして写しを1部保管しておいてください。

3 届出方法等

届出期間	4月1日から4月21日まで (4月21日が閉庁日の場合はその翌日)
届出窓口	〒980-8570 仙台市青葉区本町3-8-1 宮城県 土木部 事業管理課 建設業振興・指導班 <u>㊦ 土木事務所では受け付けておりません。</u>
届出方法	郵送又は届出窓口へ持参 <u>㊦ 郵送の場合は、簡易書留等確実に届くような方法での郵送をお勧めします。届いたことを確認したい場合は、下の</u>  <u>の部分に記載の届出方法で郵送してください。</u>
提出部数	正本1部 <u>㊦ 届出内容について問い合わせる場合もありますので、お客様控えとして必ず写し1部を保管願います。</u>
	<u>県の受付印が押されたお客様控え(副本)を保管しておきたい場合は、以下のとおり準備願います。</u> 【持参の場合】正本1部、副本1部を持参してください。 【郵送の場合】正本1部、副本1部、 <u>返信用封筒(返信先記入)、返信用切手</u> を同封してください。
届出書類	① 届出書(第1号様式) ② 保険契約締結証明書(保険の場合)又は供託書の写し(供託の場合) ③ 引渡し物件一覧表(第1号の2様式) (保険の場合は、保険法人から送付された明細に記名押印して提出してください。)
その他	内容や提出書類に不備等があった場合のみ担当からご連絡します。 内容等が適正な場合には電話連絡や文書の交付は行いません。

4 問い合わせ先

制度全般について

国土交通省住宅局住宅生産課住宅瑕疵担保対策室 電話：03-5253-8111

◎住宅瑕疵担保履行法のページ(Q&A、様式ダウンロードなど)

<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutaku-kentiku.files/kashitanpocorner/index.html>

届出方法について

宮城県土木部事業管理課建設業振興・指導班 電話：022-211-3116

◎事業管理課ホームページ <http://www.pref.miyagi.jp/jigyokanri/kashitanporikouhou.htm>